

第 5347 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 11月 11日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 厚生労働省平成 28 年改正要望

Q：厚生労働省は、平成28年の税制改正でセルフメディケーションを推進する制度の創設を要望しているようですが、どのような内容なのですか？

A：次のような内容です。

【解説】

厚生労働省は、平成27年度の税制改正大綱において、「医療費控除については、医療費の増大や医療・医薬品を取り巻く環境変化、当該控除に係る執行面の実情等を踏まえ、公正な課税を確保するとともに、セルフメディケーション（自己治療）の推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、そのあり方を総合的に検討する。」と盛り込まれたのを受けて、平成28年度の税制改正では、セルフメディケーションを推進するため、要指導医薬品及び一般用医薬品の購入費用を対象とする所得控除制度を創設することを要望しています。

その具体的な内容は、要指導医薬品及び一般用医薬品を年間1万円以上購入した世帯に対して、その費用から1万円を差し引いた金額について最大10万円までを所得控除の対象とするというものです。

ただし、この制度による控除と現行の医療費控除の両方の適用を受けることは不可で、両制度の控除条件に該当する場合には、どちらかの制度を選択することになります。

